切れ目ない支援体制整備充実事業

令和6年度要求·要望額 (前年度予算額 49億円 35億円)



背景·課題

特別支援教育の推進を図るため、<u>①医療的ケア看護職員を配置</u>するとともに、<u>②特別な支援を必要とする子供への就学前</u>から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

•「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する 法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学 校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため 、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも 含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を 支援

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護 師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	 ✓ 配置人数: 4,550人分 (←3,740人分) ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

<補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人

(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)

<補助割合> 国:1/3 補助事業者:2/3

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

●特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目 なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスター トアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制 を整備
個別の教育支援計 画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等 が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディ ネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

外部専門家配置事業

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 (435人分)

【関連施策】

社会的な要請に対応できる看護師の養成事業

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

担当:初等中等教育局特別支援教育課

学校における医療的ケア実施体制の拡充

令和6年度要求·要望額 0.4億円(新規)



現状·課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して** 教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取 組等が求められている。
- 各教育委員会等における医療的ケア児の教育体制の拡充や保護者の負担軽減に向け、
 - (1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
 - (2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する課題や事例を整理する調査研究

を実施し、取組を推進する。



特別支援学校

- 区派ロファフ

認定特定行為業務従事者

(出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和4年度

- 医療的ケア児の数 R4 8,361人
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 7.146人

幼稚園、小·中·高等学校

- 医療的ケア児の数 R4 2,130人
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 2,067人

事業内容

(1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

● 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。 (教育委員会 9箇所×約2百万円)

<取組例>

- I 保護者の負担軽減に向けた地域の連携体制の構築
- ※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による 学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

Ⅱ 付添いに係るガイドライン等の策定・見直し

※付添いがなくても安心・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理/各学校で共通して取り組む事項の整理 等

Ⅲ安心・安全な医療的ケアの実施に向けた研修実施体制の構築・見直し

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進等

①付添いの実態把握・取 組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、 医療・保健・福祉などの関 係者や保護者などで構成 される協議体等で、見直 しの方向性を検討。

②見直しに向けた取組の実施・ 検証

各学校において<u>付添いの見直しに対する取組を実施し</u>、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う

③成果の周知

効果的な取組について、 事例を提供・全国への周 知



(2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査 研究を実施する

(民間団体等 1箇所×約15百万円)

①これまでの事業の成果も踏まえた取組の整理等

これまで実施してきた事業の 実施状況や成果も踏まえつつ、 ヒアリングの観点や事例収集 等の方向性を検討。

②ヒアリング・分析

ヒアリングを実施するとともに、 事例の周知に向けた分析を実 施

③成果の周知

収集した事例をまと め、全国へ周知

※ 大学等における医療的ケア児支援に向けた看護師養成のための教育プログラム開発を実施する事業も踏まえ、大学と連携した取組や大学を活用した人材確保の取組の収集等も想定

担当:初等中等教育局特別支援教育課

学校に在籍する医療的ケア児について



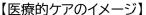
法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

- 医療的ケア
- →人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- 医療的ケア児
- →日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に 在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、 人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。





咳痰吸弓



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

学校に在籍する医療的ケア児の数

学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R4(※1)8,361人(R3(※2)8,485人)(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校(R4)
- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 7,146人 (R3 7,218人)

幼稚園、小·中·高等学校

 医療的ケア児の数 R4 2,130人(R3 1,783人)
 (参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園、小学校 1,333校、 中学校 240校、高等学校 52校(R4)(※3)

看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 2,067人(R3 2,023人)



- ※1 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。
- ※2 R3の数値は、R3年5月1日時点の数値。
- ※3義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。
- (出典)令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

令和6年度要求•要望額

1億円(新規)



現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような 中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされ ている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の 充実を図ることが求められている。 【参考】 骨太2023 第4章5(質の高い公教育の再生等)インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある 児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。 その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。





件数·単価

14箇所×約7百万円

委託先

教育委員会、大学等

▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校(仮称)」に指定

- ➡ 学校運営連携校に「連携協議会(仮称)」を設置 (構成員:教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
- ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャー (仮称) の配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究

運営方針の提示等

▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



(出典) 障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果(H29)

担当:初等中等教育局特別支援教育課